

知的財産戦略本部構想委員会（第1回）

日時：令和5年1月20日（金） 14：00～16：00

場所：WEB開催

出席：

【委員】

出雲委員、梅澤委員、遠藤委員、翁委員、加藤委員、喜連川委員、久貝委員、杉村委員、竹中委員、田中委員、田路委員、富山委員、中村委員、林委員、柳川委員、渡部座長

【事務局】

田中局長、澤川次長、池谷参事官、浜岸参事官、塩原参事官

1. 開会
2. 議事
 - (1) 「知的財産推進計画2022」の進捗状況について
 - (2) 意見交換
3. 閉会

○池谷参事官 定刻になりました。それでは、ただいまから知的財産戦略本部第1回「構想委員会」を開催いたします。

改めまして、御多忙のところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

最初に、会議の運営でございますが、御発言を御希望の場合は「挙手ボタン」にてお知らせいただければと思います。御発言をされる際には、マイクをミュート解除にしてください、発言が終わりましたらマイクを再度ミュートにしてくださいよう、よろしく願いいたします。

また、回線が突然落ちてしまった、声が途切れているなどのトラブルが発生しましたら、会議途中でも御連絡をよろしく願いいたします。

本日は、知的財産推進計画2023に向けた検討について、事務局から資料を御説明し、その後、委員各位の意見交換とさせていただきます。有識者の皆様の様々な識見をお借りしたいと思います。

次に、委員の紹介に入ります。本来であればお一人ずつ御紹介させていただければと思いますが、時間の制約もございますので、参考資料1の「構想委員会構成員名簿」で御確認いただければと思います。

また、本日は、波多野委員、福井委員、村松委員、山本委員は御欠席です。

続きまして、本日使用する資料を御確認いただければと存じます。事前に事務局からの

メールで御連絡いたしましたとおり、本日使用します資料は、資料1の「構想委員会の検討体制とスケジュール」、資料2の「『知的財産推進計画2022』の進捗状況について」となります。また、本日御欠席の福井委員から資料3のとおり意見を御提出いただいております。

それでは、ここからの議事進行につきましては、渡部座長にお願いいたします。座長、よろしくをお願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、資料1及び2に関して、事務局より説明をお願いいたします。

○池谷参事官 それでは、今から資料を共有いたします。

今、画面投影をいたしました。構想委員会の議事次第でございます。

資料1「構想委員会の検討体制とスケジュール」について説明をいたします。

「知的財産戦略の推進に関する体制」でございますが、赤い四角で書いてございます構想委員会での議論を進めた上で、年央の知的財産戦略本部の開催に向けてのキックオフを本日開始いたします。

検討体制につきましては、知財本部の下の構想委員会、その下にコンテンツ戦略ワーキンググループ、Create Japanワーキンググループという2つのワーキンググループをつけてまして、そこで集中的・専門的な御議論を予定しております。昨年と同様でございます。

また、関連する検討体といたしまして、メタバース官民連携会議、大学知財ガバナンスに関する検討会、知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会を別途検討いたしまして、これもしかるべきタイミングで構想委員会に御報告を考えております。

検討スケジュールといたしましては、本日の第1回の後には、第2回の構想委員会を3月上旬目途、ここでは2023に向けた検討の御報告、御議論、続きまして第3回の構想委員会を4月中旬、各ワーキンググループでの検討状況、また各種ガイドラインの策定、改訂の報告、その上で2023のドラフト、最終的には5月中旬をめどに第4回の構想委員会で決めていきたいと思っております。

続きまして、資料2の御説明に移ります。

「知的財産推進計画2022」の進捗状況について、御説明いたします。

まず、2022の全体像でございます。こちらの8本の柱で検討してきたものでございます。

その上で、現状認識ですが、四角の上のほうに書いてございますコロナ後のデジタル・グリーン成長における経済回復戦略を進める中で企業の知財・無形資産の活用が鍵になっております。

その上で、他方、リーマンショック後の企業の研究開発費というのは、日本はいまだに低迷している状態である。左側のグラフを見ていただくと、そういう点が分かるかと思っております。

また、米国では企業価値の源泉が無形資産に変わる中、日本ではその貢献度が低い。右

側のグラフのS&PとNIKKEIを見ていただくと、それも分かると思います。

また、知財・無形資産による差別化により、マークアップ率を引き上げることが成長と分配の好循環のために重要である。これも真ん中のグラフで日本が横ばい近くでとどまっているのに対して、米国、欧州はマークアップ率が非常に高くなっているといったギャップが今、ございます。

こうしたギャップを埋めていくためにどうするかということで、2022年は「意欲ある個人・プレーヤーが社会の知財・無形資産をフル活用できる経済社会への変革」という副題をつけまして、左側のグローバルな競争環境の変化に対応した政策の柱を出したところでございます。

特にポイントとしましては左側、イノベーションの競争ではなくて、イノベーションのスピード競争であるという点。

2番目が、デジタル空間の技術パラダイムの転換への対応。

3番目が、技術競争、経済安全保障に対する対応。

4番目が、データガバナンスの関心への高まりに対する方策。

こういったものでございます。

ここからは各論の話に入ってございますが、まず、スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化について御説明をいたします。

スタートアップが、大学・大企業の保有する知財をフルに活用して成長支援をしていくことが社会全体でも重要な課題になっております。

その上で、スタートアップを支える人材・組織としまして、大企業、大学、VC、専門家など、関係する方からのいろいろな協力も得ながら進めていく。その中での課題が黄色の四角で囲っているものでございます。それについて最近の状況を簡単に御報告いたします。

まず、左側の項目の最初の3つでございますが、大学の知財ライセンスの対価としての株式・新株予約権の活用制限の話、共有特許ルールの見直しなどにつきまして、現在、大学知財ガバナンスに関する検討会で検討しております。昨年11月に議論を開始いたしました。その上で、年度内にガイドラインを策定いたしまして、全国の対象となる大学に浸透する仕組みについても検討を進めてまいります。

次の項目が、国際特許出願支援の抜本的な強化でございます。現在でもJST、特許庁による支援などを行っているところでございますが、令和4年の補正予算によってJSTに新設する大学発スタートアップ創出の抜本的な強化の支援策の中で、国際特許出願支援も強化をする予定であります。こういった支援策を通じて、抜本的な強化を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、官民データ共有とライセンス意思表示でございます。現在、特許庁において、開放特許データベースの利用の在り方などについて調査事業を実施しているところでございますが、今後、特許の第三者への利用許諾の意思表示へのインセンティブの在り方について検討を進めてまいります。

次がVCを通じた知財戦略専門家のマッチングでございます。日本VC協会と日本弁理士会の間で知財専門家のマッチングのための連携で、今月、来月とシンポジウムを開催されると伺っておりますが、確実にこういった団体間での連携も進んでいるところ、さらに支援をしていきたいと思っております。

また、大企業の経営アセットの提供促進でございます。これにつきましては、私どもが昨年発表いたしました知財・無形資産ガバナンスガイドラインの中でKDDIの事例などを紹介しておりますが、大企業がスタートアップに対して自社の知財・人材の経営アセットを提供して、それが自分の企業価値の向上につながるという事例を紹介したところでございます。

続きまして、大学知財マネジメントが目指すべき姿という点について説明をいたします。

左側の負の連鎖をどうやって右の正の連鎖に変えていくかというところでございます。まず、左の負の連鎖のところでございます。大学の中における予算制約などが鍵となりまして、現在、知財関連費用の回収をするというところでとどまっているように思います。せっかくの研究開発の成果につきましても権利範囲が狭く、権利も日本のみ、企業との共有の結果、第三者へのライセンスは難しくなっている。その結果、研究成果が死蔵化するものが多くなってしまい、ライセンス収入の機会を減らしているといった負の連鎖を、右側のような正の連鎖に変えまして、そもそも最優先のミッションとして社会実装機会の最大化、資金の好循環、このミッションの下に知財予算を投資と捉え、研究開発の成果も事業化を見据えた、かつ広い範囲を目指し、日本のみならず海外へも出願をしていく、マーケティングに基づいたポートフォリオマネジメントを進めていく。加えて、社会実装最大化のための契約マネジメント、さらに大学としても新株予約権や株式などの積極的な活用をやって一定のリスクテイクをしていく、こうしたところでスタートアップも成功していけば、大学としても非常に大きな収入になっていくという正の連鎖をつくり上げていくべきではないか。そのための大学のガバナンス改革についての検討を始めたものでございます。

具体的にはこちらのスライドですが、今、文部科学省、経済産業省と共催で検討会を立ち上げたところでございます。ガイドラインをつくった上で、政策の方向性は2番目の矢羽根のところでございますが、国際卓越研究大学、地域中核といった大学改革の振興施策との連携方策も模索しながら進めていきたいと考えております。

これまでの検討状況について簡単に御説明いたしますと、まず第1回に大学知財マネジメントの課題と方針策定、第2回でマーケティングに基づく一貫通貫の知財マネジメント、第3回で大学が生む発明の帰属・ライセンスの考え方、第4回で体制構築、予算といったところについて議論してまいりました。今後はガイドラインの素案を出して、さらに3月にまとめるべく、研究会での議論も進めていくことを考えております。

こちらは委員名簿でございます。少し飛ばします。

こちらに記載しておりますが、第1回、第2回、第3回における議論のポイントでござ

います。こちらとも時間の関係で説明は割愛いたします。

続きまして、知財・無形資産の投資・活用について御説明いたします。

まず、左側を見ていただきますと、コーポレートガバナンス・コードの改訂が2021年6月にされました。この中で初めて企業の知財投資戦略の情報開示、さらに取締役会における監督ということが明記をされました。このコードの改訂を受けまして、私ども内閣府と経済産業省でさらにそれを具体的なアクションにできるようなブレークダウンしたガバナンスのためのガイドラインを策定いたしました。この中で企業の役割、投資家の役割なども書いているところがございますが、今後、企業の経営者が情報開示をする中で、自社の持っている知財・無形資産を認識し、それが企業価値の向上にどのように活用されるのかといったところも今、少しずつ改革が進んでいると伺っておりますが、赤字の右側に書いてございます投資家の役割を明確化していくところが次のポイントだと思っております。すなわち、企業の開示した情報をいかに評価・分析し、その結果を建設的な対話を通じて、企業と企業価値向上のための議論をしていくといったことをしっかりしていくサイクルが重要だと思っております。

また、赤字で書いておりますスタートアップへの経営アセットの提供が自社の企業価値向上につながるというところについても議論していく必要があると思っております。

右下を見ていただきますと、事業性評価に関しまして、事業全体を対象とする新たな担保制度の検討の話です。現在、金融庁を中心に検討されておりますが、中小企業・スタートアップに対する融資の選択肢が増えていくことは非常に有益な効果があるものと考えられております。

こちらが知財・無形資産の投資・活用促進に向けた活動でございます。

少しずつ企業の情報開示が変わってきておりますが、一番上を見ていただきますと、赤の線で、企業からの情報開示は少しずつ変わってきているけれども、やはり投資家の思考構造を意識した開示内容まで至っていない場合が多いのではないかとといったところが検討会の中でも指摘を受けております。

幾つか考えられる原因がございますが、一番下の四角を見ていただきますと、赤字で書いております企業評価の際及び対話の際の企業と投資家の思考構造のギャップを明示していく必要があるのではないかとといった議論をしているところでございます。

また、ガイドライン改訂に向けての検討内容といたしまして、企業側の思考構造・論理体系及び投資家側の思考構造・論理体系を互いに理解するにはどのようにしたらいいのかということを今、検討しているところでございます。

検討委員の名簿については割愛いたします。

続きまして、標準の戦略的な活用について御説明をいたします。

まず、背景といたしまして、デジタル化の進展により、そもそも産業構造やバリューチェーン構造自体がピラミッド型からネットワーク型への変化をしている。加えて、カーボンニュートラル等の社会課題の解決に対応した戦略的な国際ルールの形成が活発化してお

ります。特に欧州や中国においては標準戦略を官民で推進しており、政府の支援を戦略的に強化しております。

その上で、我が国としましては、国際的な市場競争の中で国際標準を使いこなす官民双方のケイパビリティを向上することが求められております。ただ、国際競争力の強化が目的であり、国際標準をつくること自体は手段であって、いかに活用するかが重要でございます。関係しまして、標準を活用した協調領域と知財を活用した競争領域をいかにうまく組み合わせていくかというオープンクローズ戦略についても大きく関連しています。

政府としての対応は、知財事務局が司令塔機能を果たしまして、標準の戦略的な活用を政府全体で官民連携して推進をしています。

これまでの取組については、次のページから少し具体的に説明していきたいと思っております。

右側の政府の推進体制を御覧ください。統合イノベーション戦略推進会議の下に、標準活用推進タスクフォース、関係省庁から成る組織体をつくりまして、内閣府知財事務局、そして内閣府の中でもCSTIとも連携をしながら、関係省庁の施策に対して追加的に予算配分をすることによって、標準の活用の加速化を支援しているところでございます。

続きまして、国の行っているいろいろなナショプロ、研究開発プロジェクトにおける改革の動きでございます。

民間事業者は、公募の段階、最初の事業計画段階から、いかに研究開発の成果を社会実装していくのか、そして、それを使ってどう国際競争で勝ち抜いていくのか、さらには国際標準をどう活用していくのか、これを明確化することを求めており、かつ、企業の経営層のコミットメントを求める事業運営、フォローアップの仕組みを導入し始めているところ です。

左の図を見ていただきますと、プロジェクトを実施している段階で、事業の進捗過程に合わせまして、有識者による事業の評価体制を使っていくなどで対話を行っていく仕組みになっております。

対象となる事業につきましては、総務省、経産省、内閣府科技事務局のSIPなど、多額の予算を使う事業から、こういった動きを強化しているところでございます。

標準の戦略的な活用の分野でございます。国際標準への対応を行うべき分野・領域・テーマにつきまして、全体を俯瞰する中で、関係省庁で分担して日頃よりモニタリングして、機動的に対応できる体制を整備しているところでございます。あわせて、有識者のネットワークやアドバイザー・サポートを形成しているところでございます。

こちらは先ほども少しお話しいたしましたが、社会課題解決等の社会の変化に伴いまして、新たなサービスの創出や市場の形成が進んでいく中で、例えば欧州では2022年2月、中国では2021年10月に標準戦略をそれぞれ策定するなどの動きが出てきております。

他方、我が国においては、官民の対話やリソース配分、資金、人材などが相対的に弱い状況になっています。

この中で、次のやるべきことといたしまして、国際競争で国際標準を使いこなす官民の

対応能力を持続的に向上させることを目的に、我が国としての標準戦略を今年度内をめぐりに策定すべく、今、検討を進めているところでございます。

特に以下の図にありますように、民間企業をサポートするような外部機関や外部人材が経済社会基盤として拡充整備され、さらに自律的に発展するようなエコシステムの整備を進めていきたいと考えております。

続きまして、データ流通・利活用環境の整備について御説明いたします。

推進計画2022の中では、データの流用やプライバシー侵害など、ステークホルダーの懸念・不安を払拭するために、「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイドダンスver1.0」を昨年3月にデジタル庁とともに策定したところでございます。この中で、プラットフォームにおけるデータの取扱いルールの検討手順について定めたところす。

データ戦略全体につきましては、デジタル庁で行っている「包括的データ戦略」がございしますが、今後、準公共等の重点分野において適切なデータ取扱いルールの実装を推進することとなっております。

次に、研究データにつきましても、同様にデータ取扱いルールが重要であるとの認識の下、統合イノベーション戦略推進会議において、特に公的資金による研究データについての管理・利活用に向けた基本的な考え方が公表されたところす。

また、限定提供データにつきましては、平成30年の不正競争防止法の改正により制度が導入されましたが、これも時代の要請に応じた適切な制度の在り方を検討することとなっております。

取組状況、進捗状況でございますが、プラットフォームの構築・ルール実装につきましては、各分野において現在プラットフォームを構築しているところであり、これらの構築やルール実装の状況を注視しているところでございます。

ルールの実装につきましては、ガイドダンスの活用段階に至っているものはまだございませんが、例えばスマートシティや防災においては今後活用等を行うことになっておりますので、こういった動きも注視していきたいと考えています。

研究データにつきましては、データポリシーの策定やメタデータの付与を行う仕組みの導入などを推進するとともに、研究データ管理・利活用の事例の収集・共有を推進しております。それぞれの進捗状況については、記載のとおりでございます。

また、限定提供データにつきましては、現行の不競法においては、秘密管理はされているが公知となっているデータについては、営業秘密としても限定提供データとしても保護されていないという状況になっております。このため、現行制度や運用上の課題の見直しを審議会で議論しておりまして、この結果を踏まえて、法案を次期通常国会に提出する方向で検討しております。

続きまして、デジタル時代のコンテンツ戦略についてでございます。

計画2022におきましては、まず、一番上を見ていただきますと、左側のコンテンツ市場の構造変化、真ん中にあります個人による多様な創作活動の動向、そして3番目で、一番

右にございますメタバース、NFT等の新たな潮流、仮想空間上のコンテンツ消費経済の新たな動向といった変化を踏まえまして、下にございますデジタル戦略ですが、特に左上からデジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革、クリエイターへの適切な対価還元、メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応、そして、世界で売れる作品づくりに向けたビジネスモデルの転換促進を進めることとしております。

この中で、今、簡素で一元的な権利処理を目指すために、分野を横断する一元的な窓口組織を活用して、新たな権利処理の仕組みを創設する。そして、分野横断的な権利情報データベースを構築し、これを活用した権利者等の探索を実施する。

こうした取組により、デジタル時代のスピードに対応し、権利処理に係る手続コスト、時間コストを大幅に削減し、創作と利用の循環による価値創造を加速・拡大、さらには権利者への対価還元拡大といった課題について検討しているところでございます。

具体的な制度の内容につきましては、次のスライドでございますが、今、新制度といたしましては、対象となる著作物としまして、①集中管理されていない著作物、②利用の可否等の「意思」が示されていない著作物を対象に、今回、新制度の具体的なイメージというフローチャートを書いてございますが、一元的な窓口組織を活用した簡易な手続によって、一定の利用料を支払った上で、速やかに時限的な利用を開始するような新制度を創設するとともに、さらには裁定手続の迅速化・簡素化も図ることとされております。

今後、文化庁の文化審議会で取りまとめの上、次期通常国会に所要の改正法案を提出することとなっております。

次に、メタバース上のコンテンツをめぐる新たな法的課題への対応について御説明いたします。

メタバースの発展は、クリエイターエコノミーの発展、さらに多様な創造・消費、新たな価値創造、そしてファンコミュニティ型ビジネスの拡大などのインパクト等をもたらすものであり、我が国のコンテンツビジネスによってはチャンスであると認識をしております。

そして、ここで権利関係等をはじめとした法的課題の対応を考えていく上では、例えば一番下にありますメタバースのプラットフォーマー、左側のメタバース内でサービスを提供する事業者、右側にありますメタバースユーザー、そして一番上にありますIPホルダー、コンテンツ、こうした複数の関連プレーヤー相互の関係を捉えていくことが重要となっております。

また、メタバースの技術やビジネスはいまだ発展途上であり、かつ、流動的な部分が多いことを踏まえると、法的課題への対応についても当面はより柔軟なソフトローによる対応が望ましい面が多いといったことも考えますと、左側の構成員というところに記載してございますが、民間事業者の関係者、法律その他の有識者、あとは関係省庁の担当者から成る官民連携会議を昨年11月に設置したところでございます。

その中の議論の論点、主な検討事項というところでございますが、まず1番目、仮想オ

プロジェクトのデザイン等に関する権利の取扱い、2番目にアバターの肖像等に関する取扱い、3番目にアバター対する行為、アバター間の行為等をめぐるルール形成、こういった検討事項などにつきまして、今、課題の把握を行い、さらには3月頃をめどに論点整理を取りまとめる予定になっております。

今後のスケジュールとしましては、論点整理を受けて、さらに必要に応じて官民一体となったソフトローの整備等について検討することも今、視野に入れています。

なお、メタバース、Web3の調査研究につきましては、コンテンツ以外の領域もございまずので、そこにつきましては経産省、総務省、デジタル庁でも実施をしております。

続きまして、インターネット上の海賊版対策について説明いたします。

海賊版対策につきましては、コロナ禍で海賊版サイトによる被害が拡大したことを受けまして、国際連携・国際執行の強化など、総合対策メニューに基づく取組を政府一体となって今、推進しているところでございます。

その結果、左側のグラフを見ていただきますと、一時期はインターネット上の海賊版上位10サイトのアクセス回数が月間4億回を超えていたものが、今は2億回程度で推移をしているというふうに、大きく効果が出てきております。一部の大型版のサイトを閉鎖に至らせるなど、一定の成果を上げているところでございます。

なお、左下に星印で書いてございますが、海賊版上位10サイトのアクセス数の約7割はベトナム系のものである。また、コンテンツの安定的配信に不可欠とされるCDNサービスにつきましては、ほとんどの海賊版サイトが、特定の一社のサービスを利用しているとも指摘をされております。

こうした政府の取組を行うときに、出版社等の民間企業の対策チームとも連携しつつ、閣僚レベル、首脳レベルでの働きかけもしているところでございます。

さらには、今後の取組としまして、総合対策メニューによる効果の検証の上、さらなる取組について検討を進めてまいります。

続きまして、中小企業の知財活用支援について御説明いたします。

中小企業・スタートアップが技術の強みを生かし、機動的かつスピーディーに社会実装できるよう、知財投資・活用に向けた支援を実施してまいります。また、金融機関、VCが適切な知財の評価を行うための支援を実施しているところでございます。

このスライドにいろいろな支援策を書いてございますが、特に最近の動きとしましては、右側に吹き出しで書いてございます外国出願費用の助成を特許庁で行っていますが、支援対象を拡充していきたい。また、実際にモデル契約書をつくったものを、実態に合わせた改訂作業を進める。はたまた知財ビジネス評価書を金融機関に対して提供する。さらには知財の専門家VCに派遣するというのを来年度より本格化するなどの動きを見せているところでございます。

次は、中小企業の知財取引の適正化に関する御説明です。

知財は中小企業によって利益の源泉となる可能性がある一方、親事業者に買ったたかれ

る事例や、自ら有している技術やノウハウがそもそも保護すべき知財であることが認識されていない現状が存在しております。

こうした状況を踏まえ、多くの事業者に対して問題意識をきちんと持っていただくために、知財に関する取組を重点的に実施する体制を構築して活動しております。

具体的には、知財Gメンを昨年4月に新設したこと。

2番目に、昨年6月に専門家による知財取引アドバイザーリーボードを中小企業庁に設置。

3番目に、下請振興法に基づく指導・助言。

4番目が、知財総合支援窓口等の組織間の連携を行っている。

こうした動きをしているところでございます。

続きまして、クールジャパンにつきまして御説明いたします。

クールジャパンを再起動する3つの手法として、サステナブル、コミュニティ、マッチングの3つの手法を提示したところでございますが、特にサステナブル、コミュニティにつきましては、今、全国各地に出向いて実際に活躍しているCJの担い手とパネルディスカッションを行う。

また、日本の魅力を海外に伝える動画や、マッチングにより日本の新しい価値や魅力を創出し、海外に展開するプロジェクトを募集して表彰する、こういったものを行っておりまして、本年3月の表彰に向けて審査を行っているところでございます。

3番目としましては、優良事例の横展開ということで、特に食や食文化を中心に、モデルケースを7か所選定し、情報発信、横展開を実施しております。

4番目に、クールジャパン・プロデューサー、クールジャパン広報大使を昨年10月に再編いたしまして、マッチングや情報発信の機能強化を今、進めているところでございます。

また、クールジャパンの一番右側のマッチングの強化につきましては、関係者間での情報の相互発信や共有、さらにはマッチングを支援しています。ここにつきましては新たなネットワークが自律的に動けるように、政府としてもそういった動きを支援しており、引き続きクールジャパン戦略を推進しているところでございます。

少し駆け足になりましたが、事務局からの説明は以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から推進計画2022の進捗状況について御説明いただきました。

この後、約80分でできるだけ全員の方の御意見をいただきたいと存じておりますので、よろしく願いいたします。現在16名の委員の方に御出席いただいておりますので、その旨、御発言をいただければと思います。

構想委員会の目的というかゴールは推進計画2023になりますので、推進計画2023に向けた課題意識等をお伝えいただけますと、今後の議論に反映させていただければということでございますので、よろしく願いいたします。

御発言の方は「挙手ボタン」をお願いしたいと思います。

本日、早く退席をされるという御連絡をいただいている委員がおりますので、早く退

席される方から御発言いただければと思います。

富山委員が15時までということでしたので、先にお願いできますでしょうか。

○富山委員 ありがとうございます。

2点なのですけれども、特に今後へという意味合いで申し上げておきたいのですが、例の無形資産の問題が出てくる根本的な問題は、日本企業とか産業の基本構造が、何だかんだいって有形資産、設備集約型産業から脱却できていないという問題なのです。私もそういう会社の社外取締役をやっているのによく分かるのですが、とにかくみんな設備投資が好きです。設備投資期間になるとみんな嬉々としてここにこしながらやってしまうというところがいまだにあります。これは極めて濃厚です。

電機メーカーでいうと、大手で言うとソニーあるいは日立などはようやくそういうモデルから脱却してきていますけれども、平均値はそうです。あと、自動車産業も同じく工場を造るのが大好きです。

結局この問題というのは、長期的に産業モデル、ビジネスモデルを本気で転換していかないと、日本の経済の収縮は続くし、要は企業競争力もつかないという問題なので、この取組は極めて会社の根本的な構造、産業構造を変えることの1つのきっかけをつくろうとしているのだという問題意識はぜひとも共有してもらって、これは内閣府を含めてなのですが、要はすごく粘り強い、しつこい取組をやっていくことが大事ななということが1つあります。

その上で、今日の議論の中にも出ていましたけれども、かなりいろいろなガバナンスを含めて、非常に多面的なつながりがあるので、そういったつながりを今後も維持していくという意味で言うと、内閣府側の司令塔機能が極めて大事なので、その連動性をぜひともこの後の取組の中でも保ってほしいというのが私の一番切たる願いであります。

あと、細かい点で申し上げますと、これは渡部さんのほうが詳しいのですけれども、共同特許関連の話なのですが、渡部さんの努力もあって東京大学はすごく変わったわけです。今、文科省のほうで議論されていますけれども、大体出てくる議論というのは、要は単独特許方式にすると共同研究をもらえないではないかという議論が出てきますけれども、私は日本の企業の体質を含めて、むしろこういう話というのはお上のほうで縛りをつけてしまったほうが、最前線で交渉する人たちが、もうしようがないのだと。共同特許でやりたいのだけれども、国のほうで文科省が駄目だと言っているから駄目だと言うと、日本の企業はよくも悪くも根性がないので、意外とお上に逆らわないですから、こういった仕組みはややトップダウンでルールをつくってしまったほうがいいのではないかと、遠藤さんがいるかと思いますが、思っています。

最後にもう一点だけ。クールジャパンの再起動はぜひとも私はやってほしいと思って、期待しております。その脈絡で、はっきり言って公共政策的に足を引っ張る危険性があるのは、同じ名前がついている機構です。あの機構にクールジャパンという名前がついているせいで、クールジャパンは非常にブランドが毀損しています。僕はあの機構に関して、

ある意味で内情を知っているので申し訳ないですけども、ちょっときついです。今、現場の人間がすごい勢いで転職で出てきます。今、クールジャパンのこれだという若者が転職市場にいっぱい挙がっています。この議題の問題ではないのだけれども、関係者もいるので余計なことを申し上げると、早めに解散したほうがいい、私はそう思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

事務局から、中村委員も早く退席という連絡がございましたので、中村委員、先にお願ひできますか。

○中村委員 どうもありがとうございます。

コンテンツに関しては、説明がありましたように著作権、メタバース、海賊版という大きな3つの柱でそれぞれ大仕事があります。

1つ、著作権は法改正に向けて万全を期してもらいたいのですけれども、それ以上に窓口組織やデータベースの構築という、官民で力を挙げて資金手当てすべき手ごわい仕事があります。これを仕留めることも重要テーマであります。

あわせて、クリエイターへの対価還元が引き続き大きな課題になります。これは私的録音録画補償金制度の次を担う方策を論じる場面に来ているということかと思ひます。

2つ目、メタバースですけども、経済圏としていかに発展させるかという基本方針で議論していますが、そのためのルール化も課題でありまして、問題はメタバースは国境がなくて国家と離れた存在だという点で、当初から国際的な議論になります。G7の会合もにらみつつ、日本としてのスタンスを今回固めておきたいところです。

3点目、海賊版も同様に国境を越えた対応が大事になっておりまして、国内では総合対策を踏まえて産業界、行政、それから政治と司法が1つの方向を向いて効果は出てきているのですけれども、政府間の連携がますます重要になっています。これは政治の対応も含めて力を入れていただくようお願いしたいと思ひます。

以上です。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、遠藤委員からお願いできますでしょうか。

○遠藤委員 ありがとうございます。

進捗について、丁寧な御説明をありがとうございます。4点話をさせていただきたいと思ひます。

最初のスタートアップ及び大学の知財エコシステム、基本的にはこの方向感に賛成でございます。ぜひ積極的に進めていただきたいと思ひますが、実際には最終的に権利譲渡みたいなところのお話も出てございましたけれども、スピード感を持ってそこに到達する必要があると思ひます。ただ、そのプロセスとして、関係者に対して丁寧な確認または判断ができるようなシステムまたはプロセスを用意いただくことが重要だと思ひますので、その辺の仕組みをぜひしっかりと考えていただきたいと思ひます。

2つ目は標準化の戦略なのですが、標準化というのは本当に重要で、今まで知財というと基本的に知財を守るという観点から特許が中心に知財の活用を考えられてきましたけれども、知財というものをいかに市場に出すことによって、より多くの市場をつくり上げるかということを考えると、標準化がとても重要になってくるのだと思います。

従来、1技術で1価値というものが非常にダイレクトにつながっていた領域ですけれども、今や1技術で1価値というよりも、複数の技術を合わせ込んで高い価値をつくり上げるということが重要になってきているのだと思います。基本的にはどれだけ高い価値をつくれるかということがキーだと。

そうすると、標準化というのも、今までの技術オリエンテッドな標準化の在り方から、どのように高い価値をつくるのか。バリューオリエンテッドな標準化の在り方が重要になってくるのではないかと思うのです。

そうすると、技術を持っている人側から考えると、どのようなバリューがこれを使ってできるのかというようなことを含めて、先ほどもアドバイザリーのシステムをつくっていただけるといようなお話もございましたけれども、ぜひバリューサイドから見たときに、この技術をどういう標準化をすることが、他の技術も含めてどういう形にしていっていいのかというようなことを相談できる、またはアドバイスいただける、手軽にそういうところにアクセスさせていただける仕組みをつくっていただけるかを、ぜひ本当にお考えいただきたいなと思います。

IPAの下に今、齊藤さんという方がトップで、サイバー空間でつくる価値の中でのアーキテクチャーの議論があって、そこをサポートしていただけるという仕組みがございます。それと同じような形で何らか今申し上げた標準化の価値を上げるための仕組みを御用意いただくと大変ありがたいなと思います。

3番目はデータでございます。喜連川さんがおいでになられるのであまりうかつなことは言えないのですけれども、あるデータから価値をつくるというのがありますけれども、同じような発想なのですが、ある価値をつくろうとしたときに、どういうデータをつくり込んでいかなければいけないのか、新たなデータの発生させ方、生成させ方、そこがキーになってくるのではないかという気もいたしまして、そういう部分を含んでデータの扱いを考えていただければいいなと思います。

最後でございます。中小のお話もいただきました。日本の中小企業は御指摘のとおり非常に高い技術を持っているところがございますので、海外の企業が日本の中小をある意味名指しで、こういうものを一緒に作りましょうみたいな話に対して期待をしているというのが現状だと思います。

そういうときに、おっしゃっていただいたとおりに、中小さんが持っている技術というものが知財としてどのような価値があるのかというのは、中小さん側でお考えになられていなく海外の企業と一緒に仕事をされるということがあるかもしれませんので、そういうときに中小側からこういうコラボレーションをしたいのだけれども、うちの技術が知財

の観点からどうなのだろうかということ相談いただけるような仕組みを整えていただけるとよろしいのではないかなと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、竹中委員、お願いいたします。

○竹中委員 ありがとうございます。

私のほうからは、3点発言させていただきます。

去年から何度も話していたことですが、共有特許のルールについてであります。

富山委員がおっしゃったように、ここはひとつ内閣府のリーダーシップで大学の単独帰属という形に持って行っていただければと思っています。企業側のほうで相当抵抗があったので、去年は決着に至らなかったというようなお話も漏れ聞いておりますので、政府の方針でイノベーションのために未利用特許を減らすためにということで、はっきりとリーダーシップを明らかにして決着させていただければと、そういうガイドラインをつくっていただければと思っています。

それと、これも去年から言ったことですが、スタートアップの研究者と大学生と一緒に働く機会をもっと増やしてほしいと思っています。アメリカの大学では、スタートアップの研究者は大学の研究施設を24時間使うことができる形になっておりまして、大学院の学生と一緒に働くことによって、スタートアップの研究者がロールモデルになって、卒業したら起業したいとかいうインセンティブになっているということもあります。

また、日本のスタートアップの方々から、なかなか大学の施設を使わせていただけないというような話もあって、そこら辺は内閣府のリーダーシップで文科省と協力して、もっと機会を増やす、施設を使いやすくしてほしいということです。

それと、クールジャパンについてですが、前にもお話ししましたが、ぜひ留学生の活用ということを考えていただきたいということです。私も慶應義塾大学の法科大学院で英語で知財を教えておりますので、ほとんどの学生が留学生ということです。みんな日本文化のファンなので、ほかの国ではなく日本にきています。この人たちは、国に帰ったならば、日本のよさというものを伝えてもらうアンバサダーになる人たちです。ぜひ、積極的に活用していただければと思います。

最後に、2023年のトピックはこれからお決めになるのかと思いますが、最近、ジェンダー、多様性とイノベーションの関係が非常に注目されております。そのために、アメリカ特許庁、ヨーロッパ特許庁、ヨーロッパ知財庁がアメリカやEU政府と協力して、女性発明者の増大に努めています。残念ながら日本の特許庁や経産省ではこういうお話は聞いていないので、ぜひこういう面からも日本の力を全部集結して、新しい考え方をイノベーションに取り入れてほしいと思います。また多様性といったときにジェンダーだけではなくて、日本の開発現場にいる人たちというのは年代的にも同じような人たち、男の人たちということが多いので、若い人から、非常に経験を持った、定年なども関係なくいろい

ろな年代の人たちがイノベーションに新しい考え方を投入していくという体制をつくるためにも、多様性とイノベーションということについても考えていただければと思います。

私はアメリカにいますので、もうそろそろ夜の10時なので、ちょっと早めに退席させていただきます。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

続いて、梅澤委員、お願いいたします。

○梅澤委員 ありがとうございます。

大筋に関しては、去年から皆さんと議論をしてきたことなので、幾つか進捗が見られるということで、喜ばしく感じています。

各論で3つ申し上げます。

1点目、13ページ、知財・無形資産の投資活用・促進の中で、赤字で今年度注力をするところで、大企業のスタートアップへの経営アセットの提供というキーワードがございます。普通に読むと、恐らくスタートアップとの協働を通じて、大企業の資産を活用しながら事業創造をするというような類いのことを想起すると思います。これはもちろん進めていきたいのですけれども、それだけではなくて、大企業自身が活用できないような資源を積極的に外部化していくということも同時に進めたいなと感じます。

具体的に言うと、例えば社内インキュベーションプログラムを打ち出したときに、自社の事業の戦略と整合するものはもちろん経営陣がそれいいねと言ってピックアップをして投資をするという話になるわけですが、自社の戦略と整合しないものは大体放置されると思います。これはもったいない。こういうときに外部資金を導入して、例えばカーブアウトをする。そこにマイノリティーで少しお金をつけて、もし大化けしたらファイナンス・リターンが得られる、このようなことも組み合わせるべきかと僕は思います。ですからPEだったり、あるいはベンチャーキャピタルだったりコラボレーションをしながら、自社が使い切れない未活用資源を外部化するというのも1つアジェンダに入れてはどうかというのが1点目です。

2点目、26ページ、著作権制度改革の進捗のお話をいただきました。支援制度をつくり、一元的な処理窓口をつくる、ここまでは賛成です。

ここから各論になるのですが、音楽が一番やりやすいということで先行させようと考えていらっしゃると思いますが、音楽に関して言うと、著作隣接権、原盤権の集中許諾の仕組みがありません。業界が必要としているのは、原著作権を事前申請を必要としない形で許諾をする仕組みが必要です。それがないと、例えばDJ系の演奏とかをやるときに、他人の曲をその場の雰囲気に応じて臨機応変にプレーをするということができません。したがって、現在検討されているのは事前申請をベースとする仕組みだと思えるのですが、事前申請を不要とする原著作権、著作隣接権処理の仕組みにアップグレードしていただけないでしょうか。

3点目、33ページ、34ページのクールジャパンの再起動です。これに関しては前から議

論をされてきていて、実態としてはインバウンド観光を含めていろいろな施策が打たれていると理解をしています。御高承のとおり、クールジャパンの稼ぎどころはもうひとえに観光です。したがって、この間、クールジャパン・マッチングアワードの選定委員会があったのですけれども、その場でも、来年からはクールジャパン・マッチングアワードの観光セッションをつくろうではないかというような話も出てきています。観光庁及び文化庁と連携をする形で、インバウンド観光をさらに積極的にこのアジェンダの中に取り込んでいただくということを今年度考えてはいかがでしょうか。

以上、3点でした。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、田路委員、お願いいたします。

○田路委員 ありがとうございます。

今日は3点ほど申し上げたいことがありまして、まず、2019年から知財戦略本部の活動を通じて、かなり議論の幅とか質はすごく高まっているなと思っています。まさしく議論の段階から実行の段階に移るタイミングに来ているのかなと思っています。

そういう意味で言うと、こういった議論が実際広報という形で外に伝わっていくということが結構大事だと思うのですけれども、スタートアップという観点でいくと、この議論自体を見聞きするシーンが少ない。例えばスタートアップの経営者とか人材が触れているメディア、あるいはスタートアップのカンファレンスやイベントに各社参加をしているのですけれども、こういうテーマで議論されるシーンが少ない。なぜ少ないかということ実は理由があるので分かっているのですけれども、圧倒的な広報力が少ないので、そろそろ知財の営みをどういうふうに外部に伝えていくかという広報戦略もこの座組の中で議論していいのではないかなと思っていますのが1点です。

2つ目は、知財戦略を議論していく中で圧倒的に欠けてくるのは、知財人材がそもそも圧倒的に少ないという問題なのかなと思うのです。ここで言う知財人材というのは弁理士さんのことではなくて、知財をビジネスに使っていく人材がそもそも少ないかほとんどいないと私は思っていて、ここの問題をどう解決するのかということが気になっています。

昨年の中でも株式ストックオプションで報酬を受け取る議論があったと思うのですけれども、もともとたしか社外高度人材に対してストックオプションを発行するという制度が経産省中心にあったと思うのですが、これがどれぐらい使われているのか。弁理士さんとかプログラマーとかで、本当に実際の事例としてどれぐらい日本で積み上がってきているのかにすごく興味があるので、もしデータがあればぜひ知りたい。

その中で、弁理士さんという方が外部高度人材としてそういったストックオプションとかを保有している例とかがどれぐらいあるのかということもすごく知りたいです。

あわせて言うと、知財人材自体のそもそものスキルセット、あるいは流動化とかキャリアパスの作り方というところ自体がないから、知財人材と言われる人間が育たないというか、露見してこない、表に出てこないということもあるので、知財人材を流動化する仕

組みとかキャリアパスというのは今年しっかり議論できたらなと思っています。

そのときに、去年の議論で興味深いなと思ったのは、VCをどう関わらせるかという話があったと思うのですが、最終的に知財人材というのはスタートアップの中で輝けると思っていて、ただ、直接的にスタートアップに知財人材が流動化するというのはあまりないかなと思っているので、VCという領域に知財人材を分厚く入れて、VCをキックしながら知財人材がスタートアップに流れるという仕組みがどんどん加速していくといいなと思っているのが2点目です。

3点目が、最初の広報が何で振るわないかという話につながるのですが、やはり成功事例がない。スタートアップとしては実益のないものに興味を持ってないというのがあって、一体知財でどういう実績があったかとか、成功事例は何なのと聞かれたときに、説得力を持って話せる題材が存在しない。だから、結局メディアにも乗らないし、カンファレンスの議論にのらないかなと思うので、そこをしっかりと考えていきたいのが今年です。

その中で、知財価値が最終的にスタートアップの観点でいうと2つ重要な貢献ポイントがあって、1つは資金調達にどれだけ貢献できるかというポイントと、あとは企業間連携にどれぐらい貢献できたかというポイントで、この2つの貢献度のスコアみたいなものをきちんと整理して行って、実績としてちゃんと見せていけるようになれば、メディアとかカンファレンスのところでしっかり議論されていく、あるいは事例として紹介されるという流れになるので、この辺りもしっかり整備できたらいいなと思っています。

以上が私からのコメントになります。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

続きまして、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 田中です。ありがとうございます。

冒頭2ページのところで、昨年が続いてWIPOのGIIランキングの推移が出されていましたが、要因分析としては、ほかの委員の先生方もおっしゃっているように、研究部門と経営陣とか、取締役会との意識のギャップがあったりとか、大学の研究者と大学の経営者とのコミュニケーション不足などがうかがえるところかなと思っています。

知財活用の戦略というのは、技術部門とか法務部の業務だけではなく、先ほどの知財の人材領域とかいうところの議論にも通じますけれども、取締役とかを含む経営陣を含む経営課題ですので、経営方針と技術開発と知財戦略の整合性を見ていき、それが公開されるということが有効になるのだと思いますし、知財が与える影響とかインパクトを見える化することで価値が生まれるということを確認していきたいというのが今の流れかと思います。

そのためには、今、田路さんもおっしゃったように、私も具体事例が効くなと思っまして、例えば大手企業のグループの中で全然別々なところにあった2つの技術が重なり合ってイノベーションが生まれた事例、例えば味の素さんは「イノベーションストーリー」という感じで公開をしていますし、最近有名なところではヤマサ醤油のうまみ成分がワク

チンの製造に生かされましたとか、ELSIの技術が貢献していますとか、そういうものも出ていて、技術シーズを今以上にオープンにする機会や環境があれば、本当にイノベーションが生まれるということが実証されているところがあると思いますので、成功例と知財の関係がストーリーとして語られるといいのかなと思いました。

そこで13ページとか14ページにロジック、ストーリーという言葉もありましたので、このギャップは何かなと思ったときに、公表するタイミングを早めるとか、タイムラグのところを投資家と企業経営とか大学との間にあるのかなとも想像しましたので、ここをスケールさせていくための情報の出し方のクリエイティビティーというか、この研究が必要になってきて、ここは知財事務局をプラットフォームにして展開されると有効なのかなと思っています。

もう一点は、33、34ページの再起動の部分なのですけれども、本当にいろいろなアワードとかも展開をしてもらって、すばらしいコンテンツが今、出てきているところですので、これがまたさらに広がるようにということを実施するのが今回のテーマかなと思っています。

また、この間、スタートアップを目指す人にアイデアコンテストのようなところでお会いしたときに、スタートアップはみんな市場はグローバルに展開しますので、日本の地域に住む外国人の方々を一部ネットワーク化しているという話を聞きました。その方法論を聞きましたならば、当該本人からの紹介というのが確実に本当に太いネットワークだと言うので、とても原始的なのですけれども、手堅い方法なのかなということを実感いたしました。

そのほかには日本にある大使館との連携というのも有効かと思います。もっと幅広い意味でのということです。あとは外国人が出演されるテレビ番組も数が増えていますし、いろいろな切り口がありますが、それぞれの番組が別個に存在しているような感じもありますので、その連携などもあるかと思います。また、日本企業に勤める、日本支社に勤務する外国人の方々の接点をはっきり取ることもできるので、接点をはっきり、そして連携とかレギュレーションみたいなことは緩やかみたいな感じで展開をするとよいのではないかなと思います。

よろしくをお願いします。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、喜連川委員、お願いいたします。

○喜連川委員 喜連川です。

研究データのところに2021年4月の基本的考え方というのが参照されているのですけれども、これは古い話でして、研究者目線で6個も7個も8個もこれだけオブリゲーションがあるので守りましょうと書いてありまして、こんなことを載せると、賢い研究者はオブリゲーションのないところに動きますから、かえって逆サイドに触れるということです。昨年末に出しました学術会議の回答を見ていただくと、少し新しい方向、つまり2023の方

向が見えるかと思しますので、御参照いただければと思います。

非常に大きなシフトはどういうところにあるかと言いますと、小さな研究室でちょこちょこっと学生が実験するというようなデータの世界から、現在は東北のナノテラスとかSPring-8とか電験とか、膨大なデータが現在の400ギガのSINET6の上を動くようになっていきます。したがって、データの世界のランドスケープが昔とはもう全然違うというのを御理解いただくことが重要かと思えます。

それから、このデータによって何が起こるかというのがいわゆるARWでございまして、これによってスピードが飛躍的に進む。したがって、請求項がぼつぼつと出るような特許ではなくて、請求項が山のように並ぶ。だから、今までの知財の戦略とは完全に違うスタイルになるのではないかなというところで、これも2023でお考えいただくのがいいのではないかなと思えます。特にライフ系の実験などですと、細胞培養などはそもそもできる人がほとんどいない。ほとんどいない人をどうやって人工的につくるかというところのミミッキングになるわけですが、こういうもやもやとした知財は一体どうやって扱うのか。まさに外に出さなかった知財のようなものをぜひ積極的に考えていかななくてはならないような、そんな時代になっていると御理解いただくのがいいのではないかと思えます。

著作権のところですけれども、私は大学でずっとデータベースを教えてきたわけですが、データベースをつくるということが目的化されるようになっていまして、データベースというのは手段なのです。したがって、どういうめり張りでどういう戦略でつくるか。著しく維持費が高いということを御理解いただきながら、2023の計画、戦略を立てていただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、久貝委員、お願いいたします。

○久貝委員 ありがとうございます。

御説明も非常によく分かりました。

2点申し上げます。

1点は、先ほどの御説明の資料の中で、31ページ、32ページにありました中小企業の知財活用支援、あるいは中小企業の知財取引の適正化についての政府の取組の御紹介、これはもうこのとおりで大変ありがたいと思っております。

知財取引の適正化の関係で申しますと、これが1つ不適正な取引があるということなのですけれども、実態としては中小企業の持っている知財を大企業とのいろいろな形の共同的交流のときに、それを取引をするときに、むしろ買う側の取引所の立場、優越的な立場を使って、プラスアルファのノウハウを開示しろとか、あるいは共同研究のときに生まれた知財権は無償譲渡だというようなことで、対価を取れないというような形のもの、それから秘密保持の契約などでもやはり問題があるということでございます。こういうこと

はよくないということで、Gメンとかアドバイザリーボードとかをつくっていただいているのですけれども、お願いは、こういう中小企業庁の取組と併せて、公正取引委員会のほうも独禁法等を持っておられますので、よりはっきりした協力をお願いしたいということです。

公正取引委員会の場合は、数年前、こういう知財取引に問題があるということで、かなり広範な調査もなさいましたし、その調査でいろいろな問題事例が出てきて、それを是正するためのガイドライン、指針を出されていますけれども、それが果たしてどうなっているのだろうかというフォローアップのようなものをまたお願いしたいと思います。

別の分野でちょっと問題になっていますのが、今、非常に諸物価、原材料等が高騰しています。これで中小企業は非常に困っているのですけれども、取引先の大企業に何とか価格を上げてほしいという交渉のときに、ほとんどその協議に対応しないという企業もかなりあるということで、昨年末に少し問題がある企業の企業名を十数社公表したというようなこともありまして、そのようなツール、あるいはこういう知財取引で非常に問題がある事例の場合に、アンケートと指針だけではなくて、そういう企業を公表するというようなことも今後の検討課題ではないかということで、こういうものもぜひ知財本部のほうで取り上げていただければありがたいというのが1点です。

もう一つは、ちょっと戻りまして3ページでございます。これは競争環境が変わってきたということで、3つ目にあります熾烈な技術覇権・経済安全保障等の問題があるのだということをごに書いていただいております。それに対する答えが標準という答えで、国際市場を取りに行きましょうという意味では、それはそうなのですけれども、私どもで思いますのは、こういう技術覇権が恐らく念頭に置いているのは、そういう覇権的な行動を取っている隣国の技術競争ということに対して勝たなければいけないということだと思います。

これはスタートアップも同じですけれども、先ほどのような中小企業の取引の問題と併せて、彼らが持っている知的財産権、特許権等が侵害される、ノウハウが流出する、こういう問題がありまして、制度は一応あるのだけれども、その制度の実効性といいますか、保護の制度をエンフォースするという力が日本は弱いのではないかとということで、その辺りで徐々に、アメリカとは大分差がありますけれども、さらに中国にも抜かれつつあるのではないかと問題意識を持っております。

ぜひ、知的財産を保護する制度の実効性が今、十分かどうかということの検証をぜひとも次をお願いしたいと思っております。スタートアップ、中小企業には非常に不満が残っておるということを申し上げておきたいと思えますし、そういう制度で今回十分でなければ、それだけイノベーションを推進する知財の力が弱いということになってくると思います。

具体的に申し上げますと、例えば数年前ですけれども、特許法の改正で証拠の収集が非常に難しいと。中小企業の場合は侵害されても、侵害の証拠、証明ができないということ

で、それを少し緩和する、和らげるために査証制度というのをつくっておられます。これが3年たってくると思うのです。この方向は知財の保護、実効性を強化しようということですが、査証制度を裁判所が使うというときの要件が大変厳しくて、実際はワークしていないという指摘がございます。使えない制度になっているのではないかという意味で、こういう制度のフォローアップをぜひお願いしたいと思います。

そのようなことで、活用も重要ですが、知財を保護する制度の実効性を高める検討をぜひとも次回にお願いしたいということでございます。

加えまして、中小企業の知財、技術には非常にいいものがある、海外が買いに来るといふ別の委員の御指摘がございまして、誠にそのとおりでございます。技術流出の懸念はもう非常に高まっております。こういうものに対してどうするのか。これは刑罰等の海外適用の問題もありますけれども、今、声が出ておりますのは、技術流出した先が例えば海外の企業であるときに、刑事的な対応と併せて民事的な対応も可能にしてほしいということをおっしゃりまして、単に罰則を加えるだけでは十分ではなくて、ライセンスを取るといふような制度的な前進をしてほしいという声が出ておまして、ぜひともそういう点についても御検討いただければということでございます。

もちろんそれぞれの制度官庁が経産省あるいは文化庁は大分進んでおるかもしれませんが、そういう制度全体について高い目線を見て、各省を指導するというのも知財事務局の仕事であると思いますので、ぜひともそういう点もお願いしたいということです。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 ありがとうございます。

事務局の方に詳しく資料2を説明いただきまして、ありがとうございます。進捗状況についてよく分かりました。

先ほど事務局の参事官がお話しになりましたように、私ども日本弁理士会も、知財戦略推進事務局様の後押しによりまして、ベンチャーキャピタル協会と強力で連携を進めているところでございます。

今、私は仙台でございまして、本日、仙台でスタートアップセミナーをベンチャーキャピタル協会からのキャピタリストの方のお話もいただけるプログラムで開催いたします。また、来月以降も地方で開催をすることとなっております。また、キャピタリストの方々と弁理士会会員との座談会も開催しておまして、今後も開催していく予定です。

知的財産についてよく御存じでないキャピタリストの方々に対しては、ケーススタディーを題材にしながら、知的財産の重要性が事業拡大に結び付くことや、無形資産を評価していただいて投資につなげていただけるようになるようなお話をし、私ども日本弁理士会の会員に対しては、キャピタリストの方々から投資の重要視点についてお話をいただく等、意見交換をさせていただいているところです。

このような活動の中で、2年前ぐらいからになりますが、ベンチャーキャピタルで仕事

をするような弁理士が増えております。特に、ここ1年は特に若い弁理士が特許事務所から、そして大企業から、ベンチャーキャピタル企業に転職するということが増えてきておりまして、知的財産に関する価値評価についての業務に力を入れてきているようです。

また、大学の先生や大学院生の方々に关しましては、スタートアップをこれから起業していただけるような卵の方々でございますので、そういう方々に対して別途セミナーを開催しているところです。今後は、スタートアップ支援だけではなくて、スタートアップを起業していただけるような方々に対する支援についての方策もぜひ考えていっていただきたいと思っております。

また、ベンチャーキャピタルの方々が無形資産を投資に結びつけていただくということがまだなかなか難しいというような状況も残っております。現在、不動産鑑定士協会の方々と一緒になりまして、有形資産と無形資産を組み合わせて投資に結びつけるようなこと、そして中小企業診断士の方や、弁護士の方と一緒に、有形資産と無形資産を投資に結びつけていただけるような活動もしております。今後どのような形で有形資産と無形資産を結びつけて投資につなげるのかというような観点も検討いただきたいと思っております。

2点目は、メタバースについての知的財産に関することです。先ほど御説明がございましたように、メタバースについて官民連携会議を設置して現在検討していただいているということで、そのことについてはありがたく思います。中村先生がおっしゃいましたように、仮想空間は国境がございません。そして最近のこの分野のビジネスの変遷というのは、スピーディーに変化してきているところでございます。

また、国際的な視点で考えますと、各国におきまして競争のようにしてメタバース上の知的財産の問題について取り組んでいるところでございます。したがって、日本もこれに遅れることなく、きちんと議論を開始していくことが重要だと思いますし、さらに開始するだけではなくて、スピーディーな対応の整備を進めるべきと考えます。もちろん、仮想空間で事業する企業の方々の活動を萎縮させるというようなことはよくないので、活動を萎縮させることなく、最低限の法改正というものについても、早急に整備をしていく必要があると思っております。

最後になりますが、中小企業支援に关しましては、今、特許庁、INPIT、それから日商と連携をして、事業準備フェーズ、事業実行フェーズ、事業成長フェーズ、事業展開フェーズというように分けまして、どのような支援がよいのかということを具体的に検討しているところです。中小企業等に関しては、先ほどのご説明にもあたように外国出願に関する助成金がありますが、スタートアップに关しましては、人材も足りない、時間もない、お金もないというような状況ですので、特にアーリーステージのスタートアップを対象とするような特別な補助金の制度を別途つくっていただくとよいのではないかと考えております。

以上です。よろしくお願ひします。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、翁委員、お願いいたします。

○翁委員 大きく分けて2点申し上げたいと思います。

ガイドラインもできて、企業経営において無形資産の重要性、知財の重要性というのは少しずつ浸透してきていると思うのですけれども、やはり経営戦略の根幹に掲げて、どういうふうに知財を活用しながら収益力・競争力を上げていくかというようなレベルで、本格的に取締役会で議論されているというようなケースが今どのぐらい出てきているのかなという感じもいたしております。しっかりこういった経営戦略の根幹に知財を位置づけて、これをしっかり経営戦略の中で重視して、企業価値を上げていくという大きなうねりをさらに推進していただきたいと思っています。

特に知財や無形資産につきましては、サステナブルファイナンスとか社会課題の解決などどうまく結びつけて、長期的な企業価値の向上にも結びつけられるものが多いと思いますので、どのようなストーリーが描けるか、それを開示できるかということが非常に重要かと思っております。

少なくとも、例えば上場企業については今、PBRが1以下の企業がプライム市場の半分ぐらいということ、こういったところでどういうふうにPBRを上げていくかということが課題となってきたわけですので、そういったこととも結びつけて、無形資産の投資をどういうふうに企業価値向上に結びつけていくかということ、経営指標とも照らし合わせて議論するような、市場区分の見直しのフォローアップなども行われていますけれども、こういった機運が生まれてくればいいかなと思っております。

同時に、開示という観点では、スタートアップがグロース市場に上場しようとするとき、また、グロース市場でさらに成長していこうといったときに、いかに知財の部分を上手に開示していくかということは極めて重要だと思っております。これからまたグロース市場についても改革が行われていくと思うのですけれども、こういった点も市場改革と一緒に考えていくということが重要なかなと思っております。

資料にもございましたけれども、企業の側だけではなく、投資家サイドも非常に課題がまだまだあると思っております。こういった知財について理解を深めて、対話をしていくということをやっている投資家というのは、有名なところは幾つかございますけれども、まだ数えるほどでございますが、投資家との対話で、横並びでない独自性のある開示が行われて、そして、それがうまく企業価値に結びついていくといった好循環ができてくことが大事だと思いますので、投資家サイドに対してもどういうふうに働きかけができるかということも考えていく必要があるのではないかなと思っております。

ここに関して、先ほど遠藤委員からもございましたけれども、標準の戦略的活用というのが挙げられておりますことは非常に重要な指摘であると思っております。ここについてはぜひ議論を深めていただきたいと思っております。

もう一つは、クールジャパンのことで申し上げたいと思っております。クールジャパン

はいろいろな取組をされてきていると思っっているのですけれども、海外と比べるとやはりうまくいっていない部分があるのではないかという感じを受け取っております。先ほどクールジャパン機構のことについても富山さんから御指摘がありましたけれども、危機感を持って、この点についてしっかり分析して、もっと踏み込んで取組を再検討していく必要があると私は感じております。

梅澤さんがさっきおっしゃいましたけれども、私も、これからコロナ禍が一段落しつつある中で、観光、インバウンドというのは非常に重要であると思っております。特に円安が進み、エネルギー価格が上がるといふことで、日本経済の所得流出が非常に大きなものになってきています。インバウンドがかなり戻ってきますと、これを相当取り戻せるという意味で、日本経済の足腰を強くしていく上でも非常に重要な取組だと思っておりますので、幾つか力点を置いて取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 初めて出席させていただきますエムスクエア・ラボの加藤です。

当社は農業を軸に少し柔らかいスタートアップ、起業者として、こちらでは恐らく現場の起こっていること、困っていることを共有したり指摘したりする役割でお声がけいただいたかなと思っております。

我々は少し柔らかいスタートアップとして、知財を利用する点で、いわゆる新しい事業を社会実装するとき、フェーズが研究、実証、実装、展開と大きく分けると4段階ありまして、その間、間に死の谷というのがやってくるのですけれども、我々の乗り越え方としては、研究という最初のフェーズのときに結構オープンに大企業を含めていろいろな方と連携するという方法を取ってきています。

そのときに、やはり知財とか、簡単なものでいうと意匠とか商標とか、そういうところも取っておくと企業との連携が非常に迅速でフェアに進むという経験もしていますので、我々の農業とか、あまり知財と関係ないのではないかなみたいな業界の方たちに、知財の重要性や価値とかを身の丈に合ったというか、分かりやすい、皆さんが今語っているよりもっと日常生活に寄った活用方法もあるのだというところはしっかり含んでやられると、全体の層が厚くなって知財の活用が進むのではないかなと思っております。

もう一点、大企業からのアセットということであると、我々は大企業さんから人事交流ではないですけれども、出向研修という形で受け入れて、人件費は非常にスタートアップにとって重い固定費なものですから、そこが知恵とか、固定費の部分で補填もされながら、彼ら大企業にとっては柔軟な思考とか動きの速さとか決断のプロセスとか、なかなか大企業にいと取得できないノウハウを取得して帰っていく、そんなギブ・アンド・テークができていかなと思うので、そのときも同じで、知財をどうするのだというところがいつも問題になって、基本的には大企業さんに場を提供したのは我々なのだということ、知

財はスタートアップ側で取らせてもらう、持ち帰らないという形で今はやらせてもらっているところです。

私も知財の専門家ではないので、仕組みをつくっていくところまで意見を申し上げられないかもしれないですけども、現場が抱えているというか、現場の状況を共有させていただきながら、いい仕組みづくりに貢献できればと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

次は、柳川委員、お願いいたします。

○柳川委員 柳川でございます。ありがとうございます。

事務局からお話があった2022年の取組をしっかりと進めることであるとか、あるいは細かい戦略のところを実行に移していくことはとても重要だと思っています。

今日は2023年に向けてということですので、2023に向けて少し大きなポイントとして重要だと思うことを短く4点お話しさせていただきます。

1点目は、翁委員からもお話があった経営戦略との結びつきというのはこれからすごく重要になってくるのだと思います。知財の専門家の方々だけが知財を扱うのではなくて、幅広い意味での経営戦略でどう扱うかというのが、先ほど出てきているようなスタートアップとの連携だとか、知財を外に出して活用するとか、こういうところにおいてもとても重要だと思っています。

そういう意味では、知財だけではなくて、政府が強調しているような人的資本のほうも含めた無形資産をどうやって評価し、どうやって活用していくかというところの経営戦略上の取組がとても重要だと思っています。

経営戦略として位置づけてくださいというのが大きなメッセージなのですが、そのときの具体策としては評価、あるいは把握、評価のための基準づくりを無形資産全般にわたってしっかりやっていく。このためのガイドラインなり指針づくりをどれだけしっかりできるかというのが大きなポイントかと思っています。

2点目は、今の話ともちょっと関係するのですが、コンテンツだとかコンテンツ産業という言い方が領域をやや狭く認識させてしまう部分があるのではないかと考えています。特に経営目線で見たときには、コンテンツと言った途端に例えば多くの製造業の経営者の方はあまり自分と関係ないと思ってしまうのだと思うのです。

ただ、実際には知財を含めてコンテンツというものは、ある意味でどの産業にとってもこれから非常に重要になってくるという意味では、コンテンツという言葉の使い方の再定義か、あるいはコンテンツという言葉を変えて別の用語を使うか、何かもう少しみんなの認識を広げるような取組とか言葉の使い方、あるいは戦略の組み方がこれから重要になってくるのではないかと考えています。

3点目は、これも杉村委員を含め何人かの方からお話があったメタバース、Web3関連のところでございます。ここの権利関係をどういうふうに定義づけて、日本として政策ある

いは法律に位置づけていくかというのは非常に重要になってくると思います。

もう一つの重要なポイントは、ここは日本だけで全く単独で完結しないので、国際的なルールづくりが非常に大きく関与してくるというところだと思います。その点では、何人かの方からお話があった標準戦略は非常に重要なのですけれども、国際的な標準戦略づくりにどういうふうに戦略的に関与するのかというところがとても重要で、それが特にメタバース関連の権利関係あるいは知財関係のルールづくりにおいては死活問題になってくると思いますので、ここの人材をどう確保するのか、官の側も民の側もどう確保して、どういう戦略でやっていくのかというのはかなり喫緊の課題なのだろうと思います。

メタバースが本格的になってくるのはまだ先ですけれども、多分ルールのほうが先に決まってしまうので、ルールの戦略あるいは人材確保は喫緊の課題だと思っています。

4番目は、これも何人かの方から御指摘のあったクールジャパンをどう考えるかというところは、現状の機構のお話が富山さんからありましたけれども、そこも含めて、単なる再起動というよりは、もうちょっとクールジャパンというものが何を目指すのかという再定義、フォーカスを改めてしっかり考えることが重要かと思っています。これは梅澤委員からも強調されたところですが、やや言葉が広いので、いろいろなものが入りがちなので、クールジャパンということの中で何に本当にフォーカスをして、どこに焦点を当てていくのかというところを改めて考えていくことが重要かと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、出雲委員、挙手をしていただいていると思います。

○出雲委員 今日、第1回の構想委員会ということで、2022年の進捗状況について振り返りをさせていただきました。

私も、経団連として取りまとめたスタートアップ躍進ビジョンを発表させていただいてから、2022年、どういうことがあったのかということ振り返らせていただく。その上で、2023年、今年に最も知的財産推進計画2023にさらに盛り込んでいただきたいと思っていることをお話しさせていただきます。

まず、2022年を振り返ってみますと、3月15日に経団連からスタートアップ躍進ビジョンを公表させていただきました。これを受けて6月7日、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画が骨太の方針2022で閣議決定され、11月28日にスタートアップ育成5か年計画として取りまとめられております。

この5か年計画は、重点3分野、全59施策ございますけれども、そのうち39施策は経団連から取りまとめて建議した躍進ビジョンの考え方、主には起業家教育、大学発スタートアップの支援、海外スタートアップやVCの誘致、政府系ファンド等による投資の促進、ストックオプションの環境整備、公共調達促進やスタートアップへの円滑な労働移動、知財の活用強化といったものを39施策も盛り込んでいただいているところでございます。

経団連と政府が同じ目標を共有して、裾野を10倍にする。成功のレベル、高さも10倍に

するということで、具体的なスタートアップを10万社に、スタートアップへの投資額、リスクマネーの供給額を10兆円に、ユニコーンの企業数を100社、今後5年で目指していくということが取りまとめられました。これを実行していく最初の1年目が2023年ですので、ここでしっかりいいスタートを切らないといけない。

経団連としても、大企業はスタートアップエコシステムの極めて重要な一角を担っており、スタートアップエコシステムを成長させるためには、大企業がスタートアップを大きく伸ばしていくこと、そして、大企業がスタートアップの活力を取り込んで、共に成長していく姿勢を持つことが最も重要であると考えております。ですので、その取組の指針となるようなスタートアップフレンドリーの度合いを見える化するスコアリングを策定して、2023年、3つの軸で経団連加盟企業1,500社の評価をして、スコアリングレポートを各社にフィードバックするという事にチャレンジしてまいりたいと思っております。

3つの軸というのが、1つ目が、大企業がスタートアップに資金や知財などのリソースを提供しているかどうか。

2つ目が、大学やスタートアップを大企業がうまく取り込んで、大企業にとっての次なる本業をつくる、こういったことを実際に取り組んでいるかどうか。

3つ目が、事業や人材を輩出して、大学やスタートアップに対してオープンイノベーションエコシステムの構築に貢献しているかどうか。

この3つの軸で各社を評価して、スコアリングレポート、フィードバックするという取組を行ってまいります。

大企業におけるスタートアップへの取組の度合いについて、業界内における位置づけを各社が把握し、次のアクションに生かすということスピーディーに取り組めるようにしてまいります。また、スタートアップや大学とのオープンイノベーション、新規事業創出を担う現場の担当者の取組を前向きに評価することによって、モチベーションが向上する、こういったことに貢献してまいりたいと思っております。

こうした各社の取組が全体の気運醸成につながって、スタートアップ育成5か年計画の実現に不可欠なスタートアップ、大学等とのオープンイノベーションエコシステムの活性化に貢献していくような具体的な取組を行ってまいりたいと思っております。

その要になるのが、3月末に取りまとめる予定になっております大学知財ガバナンスガイドラインの策定、また、知財・無形資産ガイドラインの改訂、こういった政府の動きとしっかり平仄を合わせながら、スタートアップエコシステムと大学等を活用したオープンイノベーションエコシステムの構築に前向きな機運がしっかり醸成できるような、そういうガイドラインを策定していただかないといけないですし、そういった形での改訂も大に行っていただきたいと思っております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、林委員が入室されて、入られたばかりであれなのですが、今もう御発

言の最後のほうになりましたので、よろしく願いいたします。

○林委員 すみません。遅れて参加いたしました。

2つコメントさせていただきたいと思います。

1点目ですが、産学連携知財のライセンスの取扱いについてでございます。今日の資料の中の現在、大学知財ガバナンスに関する検討会で検討されている項目は、いずれも方向性としてスタートアップ支援のために重要であると思っております。

ただ、ちょっと意味の分からないところがありまして、12ページの第3回の「3. ライセンスの在り方」の3つ目のポツのところで、許諾から所定期間経過後、ライセンシーが正当な理由なく不実施の場合には、大学は当該ライセンシーへの実施権限等の許諾を解除した上で、第三者に対する実施権限等を許諾することが可能とすべきではないかという記載がありまして、昨日、1月18日に行われた検討会の資料6の17ページでも、一定期間の不実施につき企業側の説明に正当性がないと判断した場合、大学がライセンスを解除できるという記載があるのですが、これが解除した後どうなるという意味なのか、本日、事務局から御回答いただきたいと思います。

企業への独占ライセンスが解除されたとしても、共同研究をして発明者主義に基づいて共有になった特許については、特許法上は企業は共有者として自己実施できるし、共有者ですから、第三者への実施については企業側の同意が必要なはずです。今回のガイドラインにおいて、企業への独占ライセンスの解除が、すなわち、もし企業の同意なしに大学が誰にでも独占ライセンスできるということになってしまうのかとか、企業が共有者でも自己実施できないことになってしまうのかとか、大学から企業の競争者にライセンスされても文句が言えないということの意味してしまうのか。もしそういうことになりましたと、企業としては共同研究の成果について発明者主義で自己が共有持分を持った特許についても、無償で大学に共有持分を譲渡するというところに等しくなってしまうので、この点は特許法上の共有者としての権利に大きな影響を与えると思います。

次回提出されるガイドライン素案において、あくまでもオプションを示すにとどめるならばともかく、そうでないと各研究の成果の活用について事案に即した交渉を逆に阻害するような方向づけになってしまうことが懸念されますので、その点は本日確認をいただいた上で、留意していただきたいと思います。さもないと、企業側がこれから4月からの新規の共同研究についてちゅうちょするとか、厳格に選別して産学連携が阻害されるおそれがあるのではないかとこのところを懸念しております。

2点目ですが、知財推進計画2023のテーマ設定と検討の仕方については、次回、第2回の構想委員会において議論されることになるようでございますが、取りまとめまでの時間も非常に限られておりますので、第2回構想委員会の前に事務局案についてお示しいただいて、委員の意見を集約していただきたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

一通り委員の皆さんから御意見をいただいたかと思えます。

少し私も気がついたところで、竹中委員が多様性の話をされたと思えます。女性発明者の話とかはかなり重要なトピックではないかと思いました。それが1点目です。

それから、梅澤委員がカーブアウトの話をされましたが、これはまさしく今後日本の産業構造改革というか、それこそ富山委員の言われた産業モデルが変わっていくという上で、今まではあまりカーブアウトあるいはスピンオフということを目にしてこなかったと思えますが、かなり重要なオプションになってくるはずでございませう。現実には10年前、20年前は日本ではカーブアウトはほぼありませんでしたし、カーブアウト専門のファンドを築いたことあるのですけれども、ほぼ対象がなくて解散したというようなこともあったのですが、現在、東京大学の子会社のIPCがカーブアウト、そういう意味で大学と連携したカーブアウトとかスピンオフの投資のファンドをつくって、これも案件がないと言われていたのですけれども、実は非常に案件があります。250億、恐らく予定よりも早く組込みができるみたいな、かなり世の中は変わってきているのですが、ここのプラクティスを知財に関してはあまり確立されていないと感じています。ここについてはテーマとしては重要なのではないかなと思えます。

それから、スタートアップについて、知財を使った成功事例があまり知られていないというようなこともございまして、まさしくそういうことをお示しし、皆さんに理解していただくことが重要だというのはそのとおりかと思えます。直近12月末に発表というか、実は完全にクローズしていないのですけれども、オリシロジェノミクスというバイオベンチャー、モデルナさんにM&Aという記事が出ましたけれども、オリシロさんというのは逆に言うと国際特許を出願するために会社をつくったというような経緯があつて、そういう意味では知財を重視したことが最後にボストンまで届いているというような事例とか、この辺は結構いろいろあると思えます。その辺のことを見える化するということは非常に重要なことと思えました。

それから、久貝委員から、いろいろ制度をつくったときにその実効性がどうなのかというのを検証するというような御指摘がございました。これは非常に重要で、この委員会はずっと検証という単語が入っていた時期があつたと思うのですが、それはこの構想委員会に引き継がれていると考えております。

特に、ある意味立法事実がはっきりしていて、それを法改正したというケースについては、それほど不安定なことはないと思えますが、最近のデジタル関係については、言い方をするとちょっと語弊があるかもしれませんが、逆に厳密な意味での立法事実がないというようなものでも、法改正しないといけないケースはあると思えます。

今回は、例えばそれに近いものは限定提供データ、不競法データの保護をいたしました。これはそういう意味では世界で初めてやったわけですが、結果的にはそこそこ活用されているし、今回韓国はほぼ同じ制度を入れるというようなことになりましたので、そういう意味では、初めてやったにしては成功したということになりますが、失敗する可能

性もあると思います。先ほどのメタバースの話もそうなのですが、それでもやはり制度をつくってみるということは意義がある可能性があります。ただし、それは比較的短い期間でレビューをして、必要であればまた再改正するというような、少しフレキシビリティ、アジャイルガバナンスという言葉が別のコンテキストではよく使われますけれども、こういう新しい考え方も必要なのではないかなと思っております。

出雲委員から、政府は今、10万社、10倍10倍というようなことを言われているというのは全くそのとおりでございます。実務上は、このときに言っているスタートアップ、言葉の整理としては起業、ベンチャー、スタートアップというのがいろいろ入り乱れて使われているところがございます。その現場において重要な起業、これは社会起業家的な活動もあるので、必ずしも株式会社だけでもないかもしれませんが、この辺は旗を振る側とそれを実行する側で少し概念の整理が必要な部分があるかなと思ってるところです。

最後、林委員から御質問もありましたので、事務局からコメントをしていただければと思います。事務局のほう、いかがでしょうか。

○田中事務局局長 林先生から御質問があった件について簡単に御説明しようと思っておりますけれども、ライセンスの関係につきましては、12月20日の第3回検討会のときに少したたき台を用意して御説明をしております。あくまでたたき台です。

その際に、共有の特許についてどう取り扱うべきかということにつきまして、資料6の25ページを後ほど御参照いただき、また、必要に応じて先生に御説明をさせていただく機会を設けられればと思いますけれども、まず、共有か単独にかかわらずfield-of-useで契約を仕切っていくという原則に立っています。

field-of-useで、最初から実施意思ありといったところについて、例えば独占実施権を設定した場合に、それを先ほど資料で読んでいただいたような形で、所定の期間、正当な理由なく実施していない場合に、大学側がそれを解除するというをあらかじめ契約条項として入れておくということが起きた場合に、おっしゃるとおり自己実施権はどうなるのですかという問題は確かにあって、これは非常に頭の痛い問題なわけです。

まず、field-of-useで仕切ってまいりますので、あらかじめ実施意思ありということで、そこについて独占実施権を設定した分野、それ以外のものについては、その後、企業としてどうなさいますかということについては、猶予期間あるいはRight of First Refusalという形で第三者ライセンスの話が出てきた場合に、いろいろ処理をさせていただくということになるわけです。そこは実施意思が不明瞭だった部分であり、あるいは明白に最初からないという部分なので、そういう形で処理させていただくことがあり得るかと思っております。

解除した場合でも、自己実施権が残っているような場合に、今度はスタートアップ側のファンドレイズであるとか、あるいはIPOに向けての条件がどう整うかという問題があります。これはIPOしたときに、IPOの条件の中で十分な知財権が確保されているかということが条件になっていることとの関係で、どういうことにするかということが問題になってま

います。

そのときに、例えば解除した場合に第三者にライセンスした場合には、第三者が扱う分野については、元の大企業のほうで実施を制約させていただくことができるかということをおおきく決めておくのか、あるいは、そういうことはもうできないので、第三者にライセンスをする際に、元の共同研究企業の自己実施部分について、field-of-useのところについての実施権限を確保するために何らかの権利を買い取らせていただくのかとか、いろいろな考え方がございまして、そこについては引き続き課題として検討しなければいけないというような状況で、まだ成案に至っていないという状況でございまして、まだいろいろ検討課題があります。

以上、御説明です。

○渡部座長 引き続き御説明をしていただく必要があるかなと思いますが、林先生、よろしいですか。

○林委員 ありがとうございます。

検討会での検討においても、決め打ちになって、かえって産学連携を阻害することにならないように、いろいろな意見を酌み取ってつくっていただければと思います。

以上です。

○渡部座長 それでは、ほぼ予定の時間が参りましたので、これで意見交換は終えたいと存じます。本日も委員の皆様におかれましては、貴重な御意見をいただきまして大変ありがとうございました。

先ほど予定が出ておりましたけれども、本日の議論を踏まえて知的財産推進計画2023に向けての本格的な検討を始めるということになるかと思っております。

田中局長より、その点も含めて総括をお願いできればと思います。

○田中事務局局長 ありがとうございます。

時間も限られておりますので、手短に。

今日も多様な意見をいただきまして、ありがとうございました。非常に問題意識として気づかされることだったので、それを参考にしつつ、次の議論に向けての準備をさせていただきたいと思っております。

幾つか私も共感した部分、それから気づかされた部分がありまして、例えば遠藤委員がおっしゃったところは、とにかくまず何の価値をつくるのかということからバックキャストして、全ての戦略、それをつくるためのルールとかガバナンスというものを設計に結びつけていくべきだと、そういう問題意識だと受け止めました。

全く同感でございまして、知財・無形資産ガバナンスガイドラインに関しては、まさにそのことを強調したガイダンスの構成にございまして。経営の中にもそういうような形、そこから、経営者の意識から、各部門、知財部門も含めて、そういうものが浸透できるようなガバナンスに高めていきたい、そういう問題意識でございまして、全くそこは共感でございまして。

特に翁先生から、知財・無形資産ガバナンスのところについて、サステナブルとどう結びつけていくか、そういうことも一つの課題だと。まさに昨年、例えば価値協創ガイドランスの見直しがあったとかいろいろございまして、まさにサステナブルの観点からガバナンスを見直していくというような動きが継続してございますので、次の改訂でも何らかの形でそれと結びつけていく。それが投資家と経営者を引きつけていく1つの重要なキーワード、メッセージになっていくのではないかと、このようなことを考えておりますので、その観点からやっていきたいと思っております。

それから、大企業からスタートアップへの経営アセットの提供ということについて、いろいろ御意見、御関心を寄せていただきました。これについても非常に重要でございます。梅澤さん、それから渡部先生からも、カーブアウトの話も非常に大事だと。全く同じ意識でございまして、これはちょっと間違えますと大企業にスタートアップのために何か社会貢献をしると、滅私奉公しろというような間違った問題意識で捉えられてはいけないと思っております。

田中委員から、大手の中にあるばらばらのリソースが重なって価値化をすると。これが非常に大事な概念だと思っております。これが大手の企業の中だけではなくて、外の知財とか社会課題問題意識、あるいは価値化に向けてのアイデア、こういうものと結びつけ合うということが知財・無形資産の社会的価値最大化に向かうと。この概念を大きく広めていく議論をしていきたいなと思っております。

その中で、大企業のスタートアップへのリソースの提供は、ある意味で大企業が持っている知的アセットがほかにどのような使い道があるかということを外のプレーヤーに問うてみる。これは一種の知財インテリジェンスではないかと思っております。そういうことを企業が社会価値をつくるための大きな価値創造能力なのだというふうに社会的にも評価をいただく、投資家からも評価をいただく。それが企業の次の本業を探すプロセスなのだという御意見もございましたが、まさにそのとおりでございまして、企業価値そのものなのだということを訴えていくような議論にしたい。知財・無形資産バランスガイドラインの改訂では、ぜひそれを訴えたいと思っておりますし、今後の知財推進計画の中でも、そういうことを問題意識として共有するような議論を推進計画で少し議論できたらありがたいなと思っております。

それから、検証の話につきましては全くおっしゃるとおりのところがあると思っておりますので、どのような議論の仕方があるか、検証の仕方があるか、少し頭の体操をしてみたいと思っております。

時間の関係もあるので、以上にさせていただきます。

御意見を踏まえて、次の作業に入りたいと思っております。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ちょうど時間になりましたので、本日の会合はこれで閉会いたします。

事務局より連絡があればお願いいたします。

○池谷参事官 本日の御議論を踏まえ、今後、ワーキング等の議論や事務局での検討を進め、次回の構想委員会は3月上旬頃に開催する予定で今、調整をしております。日程については改めてまた関係者の皆さんに御相談いたします。

本日はどうもありがとうございました。